

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ P2
70歳到達時の届出一部省略 / 子ども・子育て拠出金率改定 ... P2
算定基礎届についてのご案内 P3

一般財団法人宮崎県社会保険協会からのお知らせ P6
平成31年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。... P6
平成31年度 第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内 P7

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ P4
傷病・出産手当金支給申請書の記入について P4
事業所様へ生活習慣病予防健診申込書をお送りしております
1年に1度は健康診断を受診しましょう P5

インフォメーション P8
年金相談の日程等 P8



今月の表紙

ゴールデンゲームズ in のべおか 【延岡市】

毎年5月上旬（今年は5月4日）に宮崎県延岡市の西階陸上競技場で開催される陸上トラックレースの記録会です。
毎年、小学生から世界陸上やオリンピック出場を目指す日本トップクラスの実業団選手まで700名程度のランナーがエントリーし、例年、2万人以上の観客を動員する日本有数の陸上大会です。
競技場内に設置された看板を叩きながら応援するヨーロッパスタイルが特徴で、選手の息遣いやほとばしる汗を間近で感じることができます。



日本年金機構からのお知らせ

70歳到達時の届出一部省略

事務の変更について

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主の事務負担の軽減を図るため、平成31年4月より、被保険者の方が70歳に到達した際にご提出いただく「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」（以下「70歳到達届」という。）の取扱いが変更となります。

〈70歳到達届にかかる取扱い〉

改正前の事務	被保険者の70歳到達月の前月に、日本年金機構から事業主宛に「届書提出のご案内」及び「70歳到達届(用紙)」を送付し、70歳到達日(誕生日の前日)から5日以内に、事業主が日本年金機構へ70歳到達届を提出。 (事業主からの届出が必要)	
改正後の事務	標準報酬月額の変更なし	標準報酬月額の変更あり
	日本年金機構において70歳到達届の処理を行った上で、事業主へ、「資格喪失確認通知書」等(※1)を送付します。 (事業主からの届出は不要)	これまでと同様に、70歳到達日から5日以内に、事業主は、日本年金機構へ70歳到達届を提出してください。 (事業主からの届出が必要)

※1 「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



子ども・子育て拠出金率改定

子ども・子育て拠出金は、平成31年4月分(令和元年5月31日納期限)から変更となります。

平成31年3月分
(平成31年4月30日納期限)まで

0.29%

平成31年4月分
(令和元年5月31日納期限)から

0.34%

○届出の際は、事業所所在地・名称・電話番号・事業主氏名・事業主印の記入・押印もれや誤りがないかご確認ください。押印は事業所印(会社印)ではなく、事業主印ですので、ご注意ください。

算定基礎届についてのご案内

算定基礎届とは？

毎年1回、その年の7月1日時点の全ての被保険者(6月1日以降に資格取得した方を除く)を対象として、標準報酬月額の見直しを行うために提出していただくものです。

算定基礎届は、毎月の保険料計算や、健康保険の給付・将来受け取る年金額等の計算の基礎となる大切な届出です。

正しく記載し、提出期限内にご提出ください。

※4・5・6月に支払った総支給額(すべての手当を含む源泉徴収前の額)を記入してください。

算定基礎届の流れ

届出用紙が事業所に送られてきます【6月中旬頃】



提出期限【7月1日～7月10日】

提出期限内に、福岡広域事務センター宛、郵送での提出にご協力をお願いいたします。



決定通知書の送付

日本年金機構より送付されます。各従業員に新しい標準報酬月額を通知してください。

【郵送先】

〒812-8579

福岡県福岡市博多区榎田 1-2-55 AP 榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



保険料の計算【9月分～】

新たに決定された標準報酬月額をもとに、9月分からの保険料が計算されます。



よくある質問

Q. 月額変更該当の方で、算定基礎届を提出しましたが、月額変更の提出も必要ですか？

A. 月額変更届の提出も必要です。

7月改定、8月改定、9月改定の月額変更の場合は、月額変更が優先します。

※国定の賃金(基本給など)の変動がなく、非国定の賃金(残業手当など)の変動により標準報酬月額に2等級以上の差が生じても、月額変更該当しませんのでご注意ください。

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ

全国健康保険協会

傷病・出産手当金支給申請書の記入について



傷病・出産手当金支給申請書の3ページ目「事業主記入用」の記入につきまして、特にご注意いただきたいポイントをお知らせいたします。
ご提出の際は、再度ご確認くださいませよう願いたします。

記入例

① 被保険者氏名をご記入ください。

② 申請期間を含む賃金計算期間（給与の締日ごと）の勤務状況をご記入ください。
出勤：○ 有給：△
公休：公 欠勤：/

・申請期間
→ 4/23 ~ 5/12
・給与の締日：15日
↓
4/16 ~ 5/15 の期間についてご記入ください。

③ 給与支払いの有無、給与の種類について、該当箇所にチェックをしてください。

④ 締日及び支払日をご記入ください。

⑤ 申請期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。
単価の記載をお願いします。

⑥ 事業所所在地・名称・事業主氏名の記載及び事業主印を押印してください。

・証明日は申請期間にかかる賃金計算の締め日以降でご記入ください。
・証明日以降にご提出ください。

事業主が証明する用紙	被保険者氏名	協会 太郎 ①				
	勤務状況【出勤は○】で、【有給は△】で、【公休は公】で、【欠勤は/】でそれぞれ表示してください。	出勤	有給			
	平成31年4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 4日	1日		
平成31年5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 3日	0日			
平成 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日	日			
上記の期間に対して、③	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 歩合制 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他			
④	締日	15日	支払日			
			<input checked="" type="checkbox"/> 当日 <input type="checkbox"/> 翌月			
⑤ 上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。						
支給した(する)賃金内訳	⑤	期間	4月16日~5月15日分	月 日~月 日分	月 日~月 日分	賃金計算方法（欠勤控除計算方法等）についてご記入ください。 ・基本給：欠勤控除有 300,000円÷20日×11日=165,000円 300,000-165,000円=135,000円 ・通勤手当：欠勤控除無 12/25 6ヶ月定期券代（1月~6月分）として120,000円支給 ・住居手当：欠勤控除無
		単価				
		区分	支給額	支給額	支給額	
		基本給	300,000	135,000		
		通勤手当	120,000			
		住居手当	20,000	20,000		
		計	440,000	155,000		
	手当					
	手当					
	現物給与					
上記のとおり相違ないことを証明します。⑥ 平成31年 5月21日				担当者氏名	〇〇 〇〇	
事務所所在地 宮崎市〇町*_*_*						
事務所名称 △△株式会社						
事業主氏名 健保 三郎				事業主印 電話 0985 (**) ****		



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

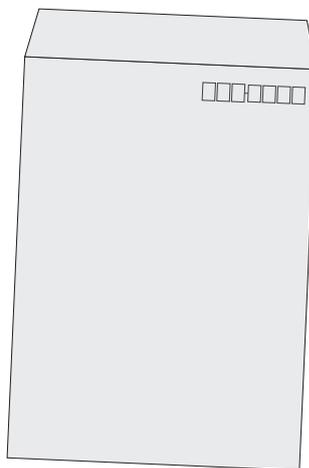
協会けんぽ 宮崎

検索

事業所様へ生活習慣病予防健診申込書をお送りしております 1年に1度は健康診断を受診しましょう

3月末に加入事業所様宛に生活習慣病予防健診申込書をお送りしております。該当者の方は、1年間(2019年4月1日～2020年3月31日)で1回に限り健診費用の補助がありますので、ぜひ受診してください。

お送りした申込書については、平成31年1月時点での加入者データに基づいて氏名などを印字しています。新たに採用された方や退職された方がいましたら、氏名などのデータを追記、抹消してご利用ください。



★緑の封筒でお送りしています。



※協会けんぽホームページでは「情報提供サービス」をご利用いただけます。こちらは、「エクセルデータで管理できる」「インターネットで申込みができる」などのメリットがあります。ぜひ、ご利用ください



Q. どうして健診を受けた方がいいんでしょうか？

A. 病気の予防や早期発見につながるからです。

糖尿病などの生活習慣病は自覚がなくても症状が進行します。健診をきっかけに治療を始める人も多くいます。



補助の対象になる方の年齢などの要件については、申込書とともにお送りしている「生活習慣病予防健診のご案内」もしくは、協会けんぽホームページにてご確認ください。



一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人宮崎県社会保険協会は、社会保険加入事業主を会員として、社会保険の加入者とその家族をはじめ、広く県民の福祉向上に寄与するとともに、社会保険制度の円滑な運営を目的として設立しています。事業にかかる費用は、事業主のみなさんから納めていただいた会費によってまかなわれています。本年度予算も、下記のとおり決まり、さらに積極的に次の事業に取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

令和元年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。

令和元年度 一般会計収入支出予算			
収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
1. 受取会費	40,349	1. 事業費	28,839
2. 受取積立金利息	9	2. 管理費	15,776
3. 積立金取崩収入	1,000	3. 予備費	24
4. 雑収益	281		
5. 前期繰越	3,000		
計	44,639	計	44,639

【 事 業 】

1. 社会保険制度の広報宣伝

健康保険、厚生年金保険など社会保険制度の普及を図り円滑な運営に寄与するため、わかりやすく編集した広報誌「社会保険みやざき」等の出版物を発行し、配布しています。

2. 社会保険制度の趣旨普及

(1) 社会保険制度講習会

事務担当者を対象とした健康保険・年金制度の講習会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対するの制度普及に努めます。

(2) 新任社会保険事務担当者研修会

定年間近な被保険者等に対し、年金制度のセミナー等を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対するの制度普及に努めます。

(3) 年金シニアライフセミナー

新任事務担当者等に対し、社会保険の適用及び給付の諸手続き関係などの研修会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対するの制度普及に努めます。

3. 健康づくり事業

(1) 保健師・健康運動指導士等による職場の健康づくり講習会を開催しています。

(2) 保健師による事業所巡回の健康相談を行っています。

(3) 健康啓発ビデオ(DVD)の貸し出しを行っています。

4. 福利厚生事業

(1) 事業主及び被保険者等の福利増進を図るべく、宿泊施設等の優待割引を案内します。

(2) 事業主及び被保険者等の健康増進を図るべく、家庭常備薬等の斡旋を実施します。

5. 社会保険関係諸届請求書等の無償配布

事業主及び被保険者等の便宜を図るため、社会保険関係諸届、申請書、請求書等を印刷し、社会保険制度の講習会等に合わせ配布します。

宿泊施設優待(割引)の 新規施設のご案内

宮崎市

ニューウエルシティ宮崎

宮崎市宮崎駅東1-2-8 TEL 0985-23-3311

割引特典

シングル素泊まり5,990円(税込み)

但し、GW、年末年始、特別期間は除く

◆事前に施設へ料金等をご確認のうえご利用ください。

年金シニアライフセミナーに ご参加ありがとうございました

本年2月に、宮崎・延岡・都城の3会場でご協会の主催の年金シニアライフセミナーを開催しましたところ、沢山の皆様にご参加いただきましてありがとうございました。

当協会では、今後も皆様のお役に立てる各種講習会等を開催してまいりますので、引き続きご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ

令和元年度 ～第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

地区名	開催日	開催時間	会場名	定員
宮崎	令和元年5月8日(水)	10:00	JA AZMホール(別館302号)	80
		14:00		80
日南	令和元年5月10日(金)	14:00	日南市テクノセンター(2階会議室202号)	40
日向	令和元年5月14日(火)	14:00	日向市文化交流センター(3階会議室)	40
延岡	令和元年5月15日(水)	10:00	延岡市社会教育センター(2階研修室5)	50
都城	令和元年5月16日(木)	14:00	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)	60
小林	令和元年5月21日(火)	14:00	小林市文化会館(2階会議室)	40
高鍋	令和元年5月23日(木)	14:00	高鍋町中央公民館(1階作業室)	40

※午前の部…10:00～12:00(受付9:30) 午後の部…14:00～16:00(受付13:30)

募集定員

各会場とも定員になり次第締め切ります ※先着順

受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。なお、参加証が一週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験が2年未満の方
社会保険の基礎知識を確認されたい方

講師

日本年金機構(各年金事務所職員)・全国健康保険協会宮崎支部職員

参加費

会員事業所は無料

会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります。(資料代等を含む2,000円)

申込方法

下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。

【FAX番号】 0985(23)9077

【ホームページアドレス】 <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

お申込先

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL0985(23)-0200

新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

参加者希望地区 (ご希望会場に○をつけて下さい)	宮崎(午前)	宮崎(午後)	日南(午後)	延岡(午前)
	日向(午後)	都城(午後)	小林(午後)	高鍋(午後)
事業所名	事業所整理記号			
参加者氏名				
FAX番号 (必ずご記入ください)	電話番号			

※申込書に記載された情報は、この説明会以外の目的には使用いたしません。

◆主催/一般財団法人 宮崎県社会保険協会

◆共催/日本年金機構(各年金事務所)・全国健康保険協会宮崎支部・宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

5・6月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
5月・6月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
5月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00
6月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

5・6月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要となります。
- ◆ご予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	5月	6月
串間市役所 会議室	8日(水)	6日(木)
えびの市役所 会議室	9日(木)	13日(木)
西都市役所 市民課年金係	16日(木)	20日(木)
高千穂町役場 町民相談室	16日(木)	20日(木)
小林市役所 1階相談室	16日(木)	20日(木)
日南市役所 別館2階会議室	23日(木)	27日(木)
日向市 日向市中央公民館 ※6月は、日向市日知屋公民館です。	23日(木)	27日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が利用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は

予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

<予約受付番号受付時間>月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受け付けています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～18:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の閉所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎 (オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyou-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 **0985-52-2111**
延岡年金事務所 **0982-21-5424**

都城年金事務所 **0986-23-2571**
高鍋年金事務所 **0983-23-5111**

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会) **0985-35-5364** (代表) 音声案内でご案内します

案内「1」 業務グループ (保険給付、保険証の発行、任意継続など)
案内「2」 保健グループ (生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
案内「3」 レセプトグループ (レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
案内「4」 企画総務グループ (ジェネリック医薬品、健康経営など)

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaiempo.or.jp/>